札幌地方裁判所地方裁判所委員会(第23回)議事概要

1 日時

平成21年12月7日(月)午後3時から午後5時まで

2 場所

札幌地方裁判所別館4階共用会議室

- 3 出席者
 - (委員)石川 學,今川かおる,内山泰造,梅津和宏,岡 俊介,嶋原文雄,田中祥子,玉木 健,常見信代,肘井博行,松井英美子,吉田克己(五十音順 敬称略)
 - (説明者) 判事坂田威一郎,簡裁首席書記官山下 史,事務局長矢野哲郎,民事首席書記官上田俊明,刑事首席書記官半藤政一

(庶 務)織田裕彦,阿子島 恵,安藤正樹,夕下広士

4 議事トピックス

- (1) 第23回委員会においては,冒頭,第四期の委員会開催に当たり,委員長の互 選が行われ,委員長として梅津委員が選出されました。
 - (2) 次に,坂田判事から,11月17日から同月20日に公判が開かれた当庁における裁判員裁判第1号事件の結果等について報告がありました。
 - (3) 引き続き,山下簡裁首席書記官から,簡易裁判所における本人訴訟を前提とした民事手続案内業務について報告がありました。
 - (4) 次回委員会におけるテーマについては、「裁判員裁判の経過」と、「医療過誤訴訟の現状」について報告することとなりました。

(議事概要は,次ページ以降に記載しています。)

5 議事等

(以下,発言者は, :説明者, :委員長, :委員, :庶務と表示)

(1) 委員の自己紹介について

新たな委員の選任があり,第四期冒頭でもあることから,各委員から自己紹介があった。

(2) 委員長の互選

新委員長が互選されるまでの議事進行を,前期の委員長である梅津委員が務めることで了承された。

諮問を受ける側である地裁の所長が委員長を務めるのは、ふさわしくないと考えています。過去の議事録では、地裁所長が委員長を努めることについては支障がない、問題を提示する側として地裁所長が適切であるといった意見がありましたが、他の委員の意見を伺いたいと思います。

地裁所長がふさわしくないという意見はもっともであると思いますが,これまでは不都合はありませんでした。

委員長を所長以外の方が務めることは,現実論として負担の問題があり,所長の 方がやりやすいと思っています。兼ね合いの問題ではないでしょうか。

互選について,前期委員長代理の吉田委員に進行が委ねられた。

推薦があれば私がやってもいいが 私としては法曹委員以外の委員ということで, 吉田委員に委員長を引き受けていただきたい。

所長以外の方が委員長を務めるのは,現実としては困難と考えます。ただし,今 後もずっと所長が務めるのが良いかは考えるべきと思います。

何を聞きたいかを一番知っているのは所長であるし,裁判官は中立,公平の権化のような存在であり,皆さんの時間も限られているので所長が委員長を務めることで問題ないと考えます。

協議の結果,梅津委員を委員長とすることで了承された。

次回の委員会において,これまで地裁委員会でどのような意見が出され,裁判所はその意見を検討したのか,検討した結果を地裁委員会に報告したのかについて報告いただきたい。

(3) 裁判員裁判第1号事件の結果報告

11月17日から20日に審理された当庁の裁判員裁判第1号事件について,刑事1部坂田威一郎判事から報告された。報告事項の概要は,次のとおりである。

- ・日程
- ・事件の概要

- ・ 呼出状発送からの準備状況
- ・ 選任手続の状況(接遇を含む。)
- 傍聴希望者対応及び警備体制
- ・ 審理経過(審理過程における被害者のプライバシーに対する配慮を含む。)
- · 評議時間,判決内容
- 裁判員経験者による記者会見
- ・ 全体を通した感想

私自身は当日の様子を確認したわけではありませんが,弁護士の間からは,国民参加,国民に開かれた裁判が目的であるはずの裁判員裁判にしては,警備が厳しすぎるという声がありました。これは,今後,改善されるべきことと思います。

また,法廷の出入口にある覗き窓が,目張りされていたようですが,なぜという 疑問があります。

警備は厳重でしたが,理由の1つは,裁判員,補充裁判員のプライバシーの保護, そして性犯罪事件であったことから,被害者の保護という要請がありました。記者 クラブ加盟社であれば特段問題はないと思われますが,過去に非加盟社による法廷 内の盗撮という事案があったことから,今回は厳重に行いました。

また,目張りの件は,準備段階で議論はありましたが,マスコミが頻繁に覗き窓を開け閉めするとか,覗き窓からスケッチを行ったりという事案が過去にあったことや,被告人や証人が正面又は横から見られないよう,プライバシーの保護のために行いました。

混雑の予測がつかないため,厳重な警備となりました。第1号事件の傍聴券の整理券交付に並んだ人数も日を追うごとに減少し,第2号事件では大幅に減少しました。第1号事件を特例的に扱ったものです。

裁判終了後の記者会見参加は義務ですか。

記者会見参加は任意です。裁判所としても,裁判員として参加していただいた方に,お話していただくことで,改善点等の把握に役立つものと考えています。

なお 第1号事件のように裁判員及び補充裁判員が全員記者会見に出席したのは , 全国的にもまれだと思います。

記者会見は、地方裁判所庁舎内での会見に引き続き、裁判所が関与しない二次会見を行っていますが、全国的にも、当初出席者はありましたが、最近ではほとんど出席者がいません。札幌だけでどうなるものとは思いませんが、この要因に、一次会見で、裁判所が録音を認めていないことから、記者の側から二次会見が求められること、しかし、一次会見が午後4時30分ころからとすると、二次会見が午後6

時を過ぎるというように拘束時間が長くなることが考えられます。音の問題は,活字メディアには関係ないですが,映像メディアでは音を欲しがるからです。そこで,裁判員の負担を考えて1回の記者会見としてはいかがでしょうか。一次会見で,録音を認めれば,済む問題だと思います。

記者会見に出たくない人も多いのではないでしょうか。私たちを含めた一般の人が、マスコミの前で話をすることはかなりのプレッシャーになるのではないでしょうか。その中で、裁判所からもお願いして今のような状況になっています。

裁判員経験者が、録音を「だめだ。」と言っているのですか。「だめだ。」と言っているのは、裁判所ではないでしょうか。

報道対応は,全国同じレベルで行う必要があり,また最終日となると,裁判員は,評議を終え相当疲れているので,記者会見でさらなる緊張を強いることになると思います。さらに,音や映像を録るということになれば,一部分だけが独り歩きするおそれもあります。ただし,将来的な検討課題ではあると考えています。

1号事件では,裁判員6人全員が,顔を出して撮影に応じていますので,一概に「ノー」とは言えないと思います。

アンケートを実施していますので,その結果を踏まえて検討したいと考えています。今後の課題ということでよろしいでしょうか。

先ほどの説明の中で,「裁判員と裁判官がひとつのチーム」という説明をされていましたが,意味内容を確認したいのですが。

議論をしていく中で一体感が出てきましたので,チームとなったと思います。 4日間ではありますが,ずっと行動を共にしており,ある裁判員がエレベーターの中で,「チームのようですね。」とおっしゃられました。私も,一体感というのはこうやってできていくものなんだなと思い,そのような表現を使いました。

私は,第1号事件で裁判長を務めましたが,記者会見に応じてくれるように毎日 声を掛けました。判決を終えた後,やはり記者会見は嫌だという人もおられました が,ある方が「チームとして議論してきたのだから,みんなで記者会見に出ましょ う。」と言ってくれ,全員出席することになりました。本当に,皆さんがチームと して一体感をもってやっていただいたと思っています。

(4) 民事訴訟における分かりやすい手続等の案内

札幌簡易裁判所山下史首席書記官から,札幌簡易裁判所における本人訴訟を前提とした民事手続案内業務について説明があった。説明事項の概要は,次のとおりである。

簡易裁判所での手続案内類型

(FAX サービス,インターネット及び手続案内センターの利用)

- ・ 手続案内センターでの説明内容
- ・ 手続案内センターを経由した事件数の概要
- ・ 各種リーフレットの活用

地方裁判所では,本人訴訟のサポートをしていますか。

地方裁判所民事訟廷(受付)では,一定程度の書式を用意しており,希望があればお見せしています。

本人訴訟であれば,結論がどうなるかが一番気になるところだと思いますが,裁判所の立場としては,公平性,中立性を考えておりますので,手続の案内に止めています。

私は約20年に亘り弁護士をしており、簡易裁判所の事件にも携わってきましたが、近年、簡易裁判所の裁判官、書記官が様変わりをし、非常に丁寧だと思います。 弁護士としては、本人訴訟が問題で、この方たちの権利が守られるかが重要です。 簡易裁判所の裁判官も中立性を踏まえた訴訟指揮をしていただいています。ただし、 簡易裁判所では、午前10時から1時間ごとに五、六十件の事件が入っていますので、1件あたりの時間は限られています。この点については、委員の方に、是非一度見ていただき、当事者の置かれている実情、裁判官の置かれている実情を見ていただきたいと思います。

簡易裁判所の事件は,年15パーセントから20パーセントの割合で増加しています。訴訟事件では,司法委員にも担当していただいています。国民参加の制度として,今裁判員制度が注目されていますが,司法委員は,調停委員と共に一般市民が参加する制度として古くから導入されており,開かれた裁判所を目指しています。

私はかつて司法委員に任命されていましたが、結果としてほとんど事件の依頼は 来なかったことがあります。司法委員は、活用されていますか。

はい。市民紛争型事件について,その事件の内容にふさわしい司法委員の方に担当してもらっています。おそらく先生はお忙しかったため,なかなかお願いできなかったのではないでしょうか。

地方裁判所において,当事者双方に弁護士が付いている場合や一方当事者に弁護士が付いている場合と,(弁護士や司法書士が代理人となっていない)本人での場合では,同じ裁判所の法廷で,専門用語や知識で不利な面もありますが,法廷で配慮されていないという声も聞こえますが,いかがでしょうか。

全国の協議会で出た話題でもありますが,本人訴訟が増えていることから,法廷でかなりかみ砕いて,いわば後見的にサポートしています。事件数が増え,これまで以上のサポートというのは困難な状況にありますが,知識が不足している部分を

補うように努力しているところです。

実質的に対等な関係となるような配慮をしています。

私は、市役所等での相談業務も行っていますが、簡易裁判所における相談者のプライバシー保護として、パーテーションなどで仕切る配慮が必要だと思います。また、私だけかもしれませんが、裁判所の建物に入る前に、本館、別館のどちらにどのような部署が入っているのか、迷ってしまいます。建物に入るもっと手前でわかるようにしてみてはいかがでしょうか。

御意見を参考に,検討したいと思います。

(5) 次回のテーマについて

協議の結果、「裁判員裁判の経過状況」と「医療過誤訴訟の現状」について協議することとなった。

(6) 次回の予定について

平成22年2月24日(水)午後3時から開催